

【遺言書】専門家による無料作成 サポート！（初回）



相続のお手続きは、想像以上に大変な作業です。
遺言書を作成することでスムーズな財産承継が可能となり、
ご遺族の負担も軽減されます。まずはお気軽にご相談ください。

遺言書なんて、まだ早い？

遺言書が用意されていない事による、相続トラブルが年々増加しています。大切なご家族がずっと仲良く暮らしていけるように、きちんと生前のうちに遺言書を作成しておきましょう。

遺言書はどうやって書けばいいの？

遺言書は、法律によって定められた方式に従って書く必要があります。自分なりに書いた遺言書では無効となる場合がありますので注意が必要です。

遺言書がないと自由に決められない！

遺言書がない場合、財産はまず、相続人の『共有財産』となります。つまり遺産分割が決まるまでは管理したり処分することもできないので、これが相続人同士で揉める原因になります。

遺言書は自分で書いても大丈夫？

自筆証書遺言は、いつでもどこでも書けますし、お金もかからず何度でも書き直しができるので、とても気軽に作成できます。ただし、不備があると法的に無効になりやすいです。



誰もが知っておくべきこと
遺言書を書くために

初回無料！「遺言書作成」相談！

上級相続支援コンサルタント 佐藤 慎一／小林 康二



0120-37-5553



kimeta@z-souzoku.com



ご不明点等ございましたら、ご遠慮なくお問合せください。

〒194-0045

東京都町田市南成瀬1-1-2
株式会社きめたハウジング

9:00~19:00
(年中無休)



町田相続サポートセンター